

# 第5次飛島村総合計画基本構想を

# 承認



## 12月定例会のあらまし

12月定例会は、令和4年11月29日に招集され、12月16日までの18日間の会期で開かれました。

招集日には、条例制定・改正7件、補正予算5件、専決処分の承認1件、村道路線の変更1件が提出され、最終日には、第5次飛島村総合計画基本構想の承認1件、議員からの意見書2件が追加提出されました。いずれも原案のとおり、承認・可決・採択しました。

一般質問は、会期16日目(12月14日)に8人が当面する村政の問題を質問しました。

### 第5次飛島村総合計画

基本構想とは、令和5年度からの10年間において「むらづくりのテーマ」や「達成すべきビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「むらづくり4つの基本政策」等を示したもので、策定について、議会の承認を求めものです。

### 質疑

#### 問 第5次飛島村総合計画の基本構想に込めた村長の思い、考えは。

**答** 「みんなでつくるとびしま」を合言葉に、

多くの方々にアンケートやワークショップに関わっていただいた。また、村職員が一丸となって策定作業を進め、

飛島村の将来像を考え、議論できたことは、今後の本村の行政に必ず役に立つものと確信している。

この計画は、「防災・減災対策」をベースに、「活気づくり」「魅力づくり」「人づくり」の政策を積み重ね、ソフト面に力点を置いたものとなっており、村政運営の羅針盤として、また設計図として有効に活用していきたいと考えている。

実施計画の中で進捗を確認しながら、一つずつ着実に目的を達成していきたいと思っています。

(全員賛成で承認)

## 基本構想(10年間)

**むらづくりのテーマ:** 「災害に強い」「活気づくり」「魅力づくり」「人づくり」

**達成すべきビジョン:** 村の将来像(10年後に目指すすがた) = むらづくりのテーマ

人口指標 = 現状の4,800人程度を維持、村の活力を維持・向上

ランドデザイン = 広域交流軸・住民生活を支える拠点・ゾーンの形成

**むらづくり4つの基本政策:** 達成すべきビジョンに向けた、テーマごとの取り組み方針

第5次飛島村総合計画より抜粋

## 条例制定・改正

飛島村議会の議員の議員報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を改定するため、規定を整備するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例等の一部改正

国の特別職の職員の期末手当の支給割合が改定されるに伴い、改正するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告により一般職の国家公務員の勤勉手当の支給割合等が改定されることに伴い、改正するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村パートタイム会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正

報酬額を改定するため、規定を整備するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定

避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関して必要な事項を定めることにより、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、制定するものです。

(全員賛成で可決)



南拠点避難所

飛島村農業集落排水  
処理施設事業の設置  
等に関する条例の制  
定

地方公営企業法等に基  
づき、農業集落排水処理  
施設事業に財務規定等を  
適用することを規定する  
ため、制定するものです。

(全員賛成で可決)

飛島村児童クラブ施  
設条例の一部改正

学校休業日における児  
童クラブの開設時間を午  
前8時から午前7時30分  
に変更するため、改正す  
るものです。

(全員賛成で可決)



児童クラブの子どもたち

## 補正予算

### 一般会計(第8号)の内容

#### 歳入

- ・児童福祉費補助金……………749万4千円増額
- ・財政調整基金繰入金……………505万円増額

#### 歳出

- ・愛知県子育て世帯  
臨時特別給付金給付事業…749万4千円増額
- ・人件費関係……………505万円増額

### 一般会計(第9号)の主な内容

#### 歳入

- ・名古屋西流通センター株式会社  
株券売払収入……………1106万6千円増額
- ・財政調整基金繰入金……………3888万4千円増額

#### 歳出

- ・すこやかセンター管理事業  
光熱水費……………2850万円増額
- ・農業集落排水処理施設事業  
特別会計繰出金……………1297万5千円増額

### 12月定例会 補正予算一覧

会計名		今回の補正額	補正後の額
一般会計(第8号)		1,254万4千円	65億4,213万3千円
一般会計(第9号)		6,334万3千円	66億547万6千円
特別会計	国民健康保険(第2号)	1億629万7千円	6億892万4千円
	農業集落排水処理施設事業(第1号)	1,014万5千円	2億114万5千円
	介護保険(第3号)【保険事業勘定】	148万円	5億32万8千円

#### 特別会計

#### 国民健康保険 (第2号)

医療費に不足が見込ま  
れるための補正。

#### 農業集落排水処理 施設事業(第1号)

電気料金高騰による光  
熱水費の不足、公共柵取  
付工事費の不足が見込ま  
れるための補正。



竹之郷クリーンセンター

#### 介護保険(第3号)

地域支援事業に係る費  
用の不足が見込まれるた  
めの補正。

(全て全員賛成で可決)

#### 専決処分の承認

専決処分の承認を求  
めること

農業集落排水処理施設  
の瑕疵に関する和解およ  
び損害賠償の額について、  
村長が専決処分したもの  
を承認しました。  
・損害賠償額  
23万2441円  
(11月4日専決)

なお、当該賠償金は保  
険会社から支払われます。  
(全員賛成で承認)

#### 村道路線の変更

(路線名：梅之郷28号線)  
梅之郷地内において、  
公道として使用する必要  
のない村道の起点を変更  
するものです。

(全員賛成で可決)